

看護闘争ニュース

NO. 104

2007年 4月13日

勝訴

森登志子さんメンタルヘルス裁判 国立病院機構に損害賠償命令！

山陽病院（国立）に勤務する森さんは、2003年9月の職場交替の直後から心身の不調に苦しみ、院内外の2人の医師から「うつ状態」の診断書がくだされました。しかし、看護部長はメンタル障害患者への配慮をまったく行わず、森さんは精神的・肉体的に限界に追い込まれ、04年6月退職しました。

全医労山陽支部は、独立法人移行とともに安全衛生委員会が発足。支部推薦の3名の委員が、「メンタルヘルス問題で休業している労働者の職場復帰支援」の立場から、森さんの問題を委員会で取り上げ審議を重ねてきました。



残念ながら、森さんは退職に追い込まれましたが、回復の中で、「自分と同じような苦しみを繰り返さないでほしい」との思いから、国立病院機構に慰謝料等損害賠償を求めて、裁判闘争に立ちあがりました。

山口地裁では、元看護部長の「不適切な対応」は認めながらも、「違法とはいえない」という不当な判決を言い渡しました。

広島高裁控訴審では、当初から「和解」提案がされましたが、機構が「いっさいの和解に応じられない」との態度表明で和解不成立となりました。今年3月14日、判決が言い渡され「逆転勝訴」しました。1審の損害賠償請求の棄却を取り消し、総括責任者のメンタルヘルス注意義務違反、安全配慮義務違反が認定され、35万円の損害賠償の支払い義務を認める判決となりました。

2年半におよぶ裁判闘争となりましたが、メンタルヘルス問題への理解を広げる試金石となり、全国の医療現場におけるメンタルヘルス対策に一石を投じる結果となりました。

国共病組

「7対1」取得で変化、改善も「合理化」も立川支部

「7対1」取得にともない、4つの病棟の準夜勤務を4人に増やし、基本は8回ですが、急に病欠者や夜勤免除者が集中した場合の緊急対策として、夜勤が10回になると、その月は4時間の特別休暇を与えることを制度化しました。委員会・研究発表・研修も、業務命令なら時間外手当を支給することを確認しました。

また、離職防止対策として、院内保育所の職種拡大と夜間保育についても、経営者は「前向きに検討したい」と答弁。

8時間の非常勤職員を「常勤相当職」として、年金の違いだけで、退職金すべてを常勤と同じ扱いにすることの回答も引き出しました。

東北公済支部

今年3月1日より「7対1」を取得し、2つの病棟（各40床）が3人夜勤になりました。今まで「年休は控えて」と師長から言われていましたが、労使確認をおこない、取得できるようになりました。4つの外来に常勤者を配置し、病棟と外来とのプール制をなくしました。

大手前支部

経営者は「7対1取得に向けて努力する」と回答し、4月の病棟看護師は昨年定数より13名増（6月までに退職予定者4名、産休予定者3名含む）4月には、今まで病棟での非常勤は常勤にしました。

広島記念支部

4月1日、2交替を強行しました。3交替で準夜・深夜3人体制を、12時間の長日勤と15時間30分の夜勤（4人体制）の組み合わせです。今年の1月22日に突如4月から2交替実施の提案がされました。

組合は断固撤回の態度で、3月28日地労委へ斡旋申請し、現在、職場討議と反対署名を集めて奮闘中です。



不払い残業撲滅デー

秋田厚生連労組

職場に来てくれて執行部の一言で勇気が出た

3月20日から22日にかけて、「不払い残業撲滅デー」の取り組みが行われました。ほとんどの支部で、執行部が職場を巡回。職場では、「執行部の人の一言が嬉しかった」「今日こそは、時間外請求用紙を書こうと思った」と、執行部の行動に勇気をもらいました。

ほとんど全支部で職場を見回り

昨年11月17日に行った「ノー残業デー」では、1日だけの取り組みだっただけに、「その日は早く帰ったものの、翌日は2日分残業してしまった」などの問題点が浮上しました。もともと時間外労働は、人手不足のパロメーターです。人手が足りないのに、一律に「残業をしない日」と位置づけてしまえば、無理が生じます。

そこで、この教訓をふまえて、今春闘では3日間の「不払い残業撲滅デー」に取り組みました。今回は、「残業をしたら、かならず時間外手当の請求をする日」という位置づけです。

ぜったい書こうと思った！

当日は、ほとんどの支部で執行部が職場を巡回しました。職場では、最初は執行部が回ってきたことに少しビックリ。しかし、「今日是不払い残業撲滅デーです。必ず時間外請求をしてください」の一言に、職場の仲間たちはニコッと笑顔になりました。「ご苦勞様」と執行部に声をかける人も少なくありません。はじめは少し緊張気味だった執行委員も、職場の歓迎ムードに元気が出てきます。職場の中には「ごめんなさい、今帰ります」と、謝る人もいました。執行部は「人手がないのだから残業はやむを得ない。その分、ちゃんと請求しようという取り組みです」と、あらためて趣旨を説明しました。

この運動の反応が、その後続々と寄せられています。「執行部の人たちが職場に回ってきてくれて、とても嬉しかった」「いつも請求できないけど、今日だけは絶対時間外請求の用紙を書こうと思った」「皆で書こうと声をかけあった」「執行部の一言に勇気が出た」など、全体として好評です。また、職場長からも、「普段、時間外請求のことは心を痛めているが、今回は不払い残業撲滅デーに後押しされて、胸を張って職場の仲間たちに『時間外用紙書いてね』と言えた」という声も届いています。

不払い残業撲滅デー
3月20日 21日 22日
かならず時間外手当を請求する日

時間外手当請求率(2006年、時間外)

月	2006年	2007年
1月	10%	15%
2月	15%	20%
3月	20%	25%
4月	25%	30%
5月	30%	35%
6月	35%	40%
7月	40%	45%
8月	45%	50%
9月	50%	55%
10月	55%	60%
11月	60%	65%
12月	65%	70%